特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和5年6月1日

[平成31年1月 様式2]

即油桂恕

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に基づき、認定業務、受給者の資格管理、手当の支給管理、現況届の処理、 その他の届出等の事務について、特定個人情報を取り扱う。				
③システムの名称	児童扶養手当システム、基幹業務支援システム、宛名・納付システム、中間サーバ、団体内統合利用番 号連携システム				
2. 特定個人情報ファイル	A Company of the Comp				
受給者台帳情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一第37項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第29条(第1号から第6号)				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠):第57の項				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	こども未来部子育て支援課				
②所属長の役職名	子育て支援課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

こども未来部子育て支援課 京都府亀岡市安町釜ケ前82番地 0771-25-5027 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 1) 1,000人未満(任意実施) [1,000人以上1万人未満] 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点					

2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和5年	4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策							
1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	小ワークシス	テムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いのす	託		0]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	•		

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査	8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

変更箇所										
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明					
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後						
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ住所	京都府亀岡市安町野々神8番地	京都府亀岡市安町釜ケ前82番地	事後						
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後						
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後						
令和1年6月28日	公表日	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後						
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部こども未来課	こども未来部子育て支援課	事後						
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 森岡 浩之	子育て支援課長	事後						
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報保護ファイ ルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部こども未来課	こども未来部子育て支援課	事後						
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後						
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後						
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	リスク対策の追加	事後						
令和3年3月31日	公表日	令和1年6月28日	令和3年3月31日	事後						
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後						
令和3年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事後						
令和3年7月9日	公表日	令和3年3月31日	令和3年7月9日	事後						
令和3年7月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後						
令和3年7月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和3年4月1日	事後						
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後						
令和3年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年12月6日	事後						
令和4年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後						
令和4年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後						
令和4年6月20日	公表日	令和3年12月6日	令和4年6月20日	事後						
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後						
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後						
令和5年6月1日	公表日	令和4年6月20日	令和5年6月1日	事後						
		1	I		i.					